

「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」
に関する Q & A（輸入関係）（案）

目次

問一覽	P. 1 ～ P. 4
I 基本編	P. 5 ～ P. 25
II 日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物等を輸入する場合	P. 26 ～ P. 31

令和 4 年 10 月

水産庁

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に関するQ & A（輸入関係）

目次

I 基本編

- （問 1）水産流通適正化法の特定第二種水産動植物等に関する規制の目的はどのようなものか。
- （問 2）水産流通適正化法の特定第二種水産動植物等に関する規制の概要はどのようなものか。
- （問 3）EU の漁獲証明制度との共通点、相違点は何か。
- （問 4）特定第二種水産動植物に指定されている魚種は何か。
- （問 5）制度の対象を 6 桁の HS コードで定めているが、問 4 の表で示されているのは日本独自の 9 桁のコードである。制度の対象となる範囲をどのように判断すればよいのか。
- （問 6）特定第二種水産動植物はどのような基準で指定されているのか。
- （問 7）なぜ EU と同じように全魚種を対象としなかったのか。
- （問 8）なぜマグロを対象外としたのか。
- （問 9）「イカ」、「サバ」、「マイワシ」にはそれぞれ何が含まれるのか。
- （問 10）対象範囲を示す HS コードに含まれるイカ、サンマ、サバ、マイワシ以外の魚種も対象となるのか。
- （問 11）制度の除外対象は何か。EU のように、除外対象となる品目リスト等は作成しないのか。
- （問 12）観賞用等、非食用の特定第二種水産動植物等は制度の対象となるか。
- （問 13）個人使用として輸入する場合にも、適法採捕証明書等は必要となるか。
- （問 14）特定第二種水産動植物等の少量の無償サンプルを輸入する場合にも、適法採捕証明書等は必要となるか。
- （問 15）特定第二種水産動植物等（加工品の場合は、その原材料である特定第二種水産動植物）が施行日前に採捕されたものである場合、本制度の対象となるのか。
- （問 16）特定第二種水産動植物等（加工品の場合は、その原材料である特定第二種水産動植物）が養殖されたものである場合、本制度の対象となるのか。
- （問 17）フィレ等、水産物の一部を切っただけのものも加工に含まれるのか。
- （問 18）特定第二種水産動植物等に関する規制の対象者は誰か。輸入の通関業務を委託される通関業者は義務を負うこととなるのか。
- （問 19）特定第二種水産動植物等を輸入する際に必要な書類は具体的に何か。
- （問 20）特定第二種水産動植物等を海外から日本に輸入するため、適法採捕証明書を準備するには、誰がいつどのような手続きを行うのか。
- （問 21）適法採捕証明書の記載項目は誰が記載するのか。
- （問 22）適法採捕証明書の基本様式は存在するのか。
- （問 23）適法採捕証明書を発行する外国の政府機関とは、どのような機関か。

- (問 24) 旗国政府の協力が得られず、証明書を発行してもらえない場合はどうすればよいか。
- (問 25) 漁船が他国の EEZ 内で漁獲した場合や、チャーター船が漁獲した場合は、適法採捕証明書を発行するのはどの政府か。
- (問 26) 適法採捕証明書の発行には、どれくらいの時間がかかるのか。
- (問 27) 日本に輸入する際の審査には、どれくらいの時間がかかるのか。
- (問 28) 特定第二種水産動植物等を日本へ輸出する際に必要となる適法採捕証明書は、どの単位で添付すれば良いのか。
- (問 29) ①ある同一の漁船が複数の漁獲日・漁獲水域で採捕した水産物を 1 回でまとめて日本へ輸出する場合、②ある同一の漁船が漁獲した複数種類の水産物を 1 回でまとめて日本へ輸出する場合、どの単位で適法採捕証明書を添付すれば良いのか。
- (問 30) 漁獲年月日が一定期間にまたがる水産物を 1 回でまとめて日本へ輸出する場合、適法採捕証明書はどのように記載すれば良いのか。
- (問 31) 複数の漁船が採捕した水産物を 1 回でまとめて日本へ輸出する場合、適法採捕証明書はどのように作成、添付すれば良いのか。
- (問 32) 1 枚の適法採捕証明書に紐づく水産物を複数回に分けて日本へ輸出する場合は、適法採捕証明書はどのようにすれば良いのか。
- (問 33) 特定第二種水産動植物を採捕した漁船の旗国において加工した水産加工品を日本へ輸出する場合、必要となる書類は何か。
- (問 34) 適法採捕証明書は、輸入品に物理的に添付する必要があるのか。
- (問 35) 証明書の記載は英語・日本語以外の言語でも良いか。
- (問 36) 適法採捕証明書の「漁船情報」について、複数の漁船で構成される船団で操業している場合、どの漁船の情報を記載すれば良いか。
- (問 37) 長期間冷凍庫で保管されていた場合、複数の水揚げが混在する場合等、採捕した漁船を特定できない場合はどのようにすれば良いか。
- (問 38) 「漁獲水域」とは何か。どのように記載すれば良いか。
- (問 39) 「船上加工」とは何か。どのように記載すれば良いか。
- (問 40) 「適用される資源管理措置」とは何か。どのように記載すれば良いか。
- (問 41) 「船長の署名」はどのように記載すれば良いか。
- (問 42) 「洋上転載」とは何か。どのように記載すれば良いか。
- (問 43) 「港湾区域内転載の許可」とは何か。どのように記載すれば良いか。
- (問 44) 「推定水揚げ重量」、「推定生体重量」、「検証水揚げ重量」はどのように記載すれば良いか。
- (問 45) 適法採捕証明書及び加工申告書の製品コード欄には、何桁のコードを記入すべきか。
- (問 46) 証明書に関し、電子的手続きを利用することは可能か。
- (問 47) 特定第二種水産動植物等を旗国以外の第三国を経由して日本に輸入する場

- 合、必要となる書類は何か。
- (問 48) 旗国以外の第三国の複数の工場加工した水産製品を日本に輸入する場合、どのような加工申告が必要となるのか。
- (問 49) 複数の適法採捕証明書に紐づく水産物を旗国以外の第三国で加工した場合、どのような加工申告が必要となるのか。
- (問 50) 同じ原材料を用いて第三国で加工した加工品を複数回に分けて日本に輸入する場合、船積毎に加工申告書の提出が必要か。
- (問 51) 当初は日本に輸出する予定なく旗国 A から第三国 B に輸出された特定第二種水産動植物等が、その後、別の事業者によって日本に輸出されることとなった場合であっても、適法採捕証明書等は必要か。
- (問 52) 1つの適法採捕証明書に紐づく水産物のうち一部を加工に用いた特定第二種水産動植物等を、日本に輸入する場合、適法採捕証明書の添付が必要となるのか。
- (問 53) 第三国政府の協力が得られず、加工申告書を入手できない場合はどうすればよいか。
- (問 54) 「適法採捕証明書」、「加工申告書」の英語名称は何か。

II 日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物等を輸入する場合

- (問 55) 特定第二種水産動植物等（加工品の場合は、その原材料である特定第二種水産動植物）が日本で採捕されたものである場合、日本に輸入する際に適法採捕証明書は必要か。
- (問 56) 日本漁船に由来する特定第二種水産動植物等を、委託加工等の目的で第三国へ輸出する際、必要になる書類はあるのか。
- (問 57) 日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物等を第三国で加工した後、日本に輸入する場合、日本で発行した適法採捕証明書を、加工を行う第三国に郵送する必要があるのか。
- (問 58) 日本から輸出した特定第二種水産動植物等を、日本へ積戻し（シップバック）する場合にも適法採捕証明書が必要か。
- (問 59) 日本漁船に由来する特定第二種水産動植物等を日本に輸入する場合、適法採捕証明書はどこの機関が発行するのか。
- (問 60) 水産庁が適法採捕証明書を発行するにはどれくらいの日数がかかるのか。
- (問 61) 適法採捕証明書を水産庁に申請するために必要となる書類は何か。
- (問 62) 適法採捕証明書の申請に必要な売買関係書類（伝票等）の写し及び漁業許可証等の写しについて、例外的に産地市場が作成した証明書で代替することができる「一定の要件」とは何か。
- (問 63) 日本以外の A 国の漁船が採捕し、日本に輸入して冷凍（加工）された特定第二種水産動植物等を委託加工等のために第三国である B 国に輸出し、再度日本

に輸入する場合は、どのような書類が必要となるか。

(問 64) 輸入割当制度の対象魚種と特定第二種水産動植物として指定されている魚種が重複しているが、特殊輸入割当申請の前の確認申請と適法採捕証明書の発給申請の両方の手続きが必要なのか。

(問 65) 適法採捕証明書や加工申告書に不備があった場合は、輸入を止められるのか。

I 基本編

（問１）水産流通適正化法の特定第二種水産動植物等に関する規制の目的はどのようなものか。

（答）

水産資源の持続的利用に対する最も深刻な脅威の一つである違法・無報告・無規制（IUU）漁業に対抗するため、欧州連合（EU）・米国においては、既に IUU 漁獲物の輸入を規制する制度が導入されているところです。EU・米国に並ぶ水産物輸入国として、日本においても IUU 漁獲物の輸入を規制する法制度を導入し、IUU 漁業撲滅に向けた世界規模の取り組みに貢献していくことを目的としています。

（問２）水産流通適正化法の特定第二種水産動植物等に関する規制の概要はどのようなものか。

（答）

IUU 漁獲物の国内市場への流入を防ぐため、特定第二種水産動植物等（特定第二種水産動植物及び特定第二種水産動植物を原材料とする加工品）を日本に輸入する際には、当該特定第二種水産動植物等（加工品の場合は、その原材料である特定第二種水産動植物）が適法に採捕されたものであることを証する外国の政府機関により発行された証明書等を添付しなければならないとするものです。

（問３）EU の漁獲証明制度との共通点、相違点は何か。

（答）

適法採捕証明書制度は EU の漁獲証明書制度をモデルとしており、証明書の記載事項等については共通していますが、全魚種を対象とする EU の制度と異なり、特定第二種水産動植物として指定した魚種（イカ、サンマ、サバ、マイワシ）のみを対象としています。

(問 4) 特定第二種水産動植物に指定されている魚種は何か。

(答)

特定第二種水産動植物として指定されている魚種は、イカ、サンマ、サバ、マイワシであり、HS コード（日本の実行関税率表の輸入統計品目番号の項及び号（上 6 桁））により指定されます。具体的には、下記に示す実行関税率表の各統計品目番号に分類されるもののうち、イカ、サンマ(Cololabis spp.)、サバ(Scomber spp.)、マイワシ(Sardinops spp.)を含む品目が対象となります。

なお、緑色セルの品目は加工品扱いであり、適法採捕証明書に加えて、別途添付書類が必要になる場合があります（問 47 参照）。

輸入統計品目番号	品 目	対象魚種
0301 99 210	IQ魚（ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ）（養殖用稚魚除く）（活）	サンマ、サバ、マイワシ
0302 43 100	イワシ（サルディノプス属）（生鮮・冷蔵）	マイワシ
0302 44 000	サバ（生鮮・冷蔵）	サバ
0302 49 100	サンマ・ムロアジ（デカプテルス属）（生鮮・冷蔵）	サンマ
0302 89 190	その他のIQ魚（ニシン、サバ、ウルメイワシ）（生鮮・冷蔵）	サバ
0302 99 910	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉（内臓除く）（生鮮・冷蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0303 53 100	イワシ（サルディノプス属）（冷凍）	マイワシ
0303 54 000	サバ（冷凍）	サバ
0303 59 120	サンマ（冷凍）	サンマ
0303 89 129	その他のIQ魚（サバ、ウルメイワシ）（冷凍）	サバ
0303 99 912	サバのくず肉（内臓除く）（冷凍）	サバ
0303 99 919	タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマのくず肉（内臓除く）（冷凍）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 49 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（フィレ）（生鮮・冷蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 59 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（魚肉）（生鮮・冷蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 89 100	ニシン、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（フィレ）（冷凍）	サンマ、サバ、マイワシ
0304 99 120	ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（魚肉）（冷凍）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 39 210	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（フィレ）（塩蔵・乾燥）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 54 100	ニシン、イワシ、サバ、アジ、サンマ（乾燥）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 59 020	IQ魚（ニシン、ブリ、サバ、ウルメイワシ）（乾燥）	サバ
0305 69 091	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマ（塩蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 222	ニシン、タラ（コッド除く）、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉（乾燥）	サンマ、サバ、マイワシ
0305 79 324	ニシン、タラ、ブリ、サバ、イワシ、アジ、サンマの食用くず肉（塩蔵）	サンマ、サバ、マイワシ
0307 42 010	モンゴウイカ（活・生鮮・冷蔵）	イカ
0307 42 090	その他のイカ（活・生鮮・冷蔵）	イカ
0307 43 010	モンゴウイカ（冷凍）	イカ
0307 43 020	アカイカ（冷凍）	イカ
0307 43 030	スルメイカ、アメリカオオアカイカ、ジンドウイカ、マツイカ、ホタルイカ（冷凍）	イカ
0307 43 090	その他のイカ（冷凍）	イカ
0307 49 210	モンゴウイカ（塩蔵・乾燥）	イカ
0307 49 290	その他のイカ（塩蔵・乾燥）	イカ
0307 49 500	その他のイカ（くん製）	イカ
1604 13 010	イワシ調製品（気密）	マイワシ
1604 13 090	イワシ調製品（気密除く）	マイワシ
1604 15 000	サバ調製品	サバ
1605 54 100	イカ調製品（くん製）	イカ
1605 54 911	イカ調製品（気密）（くん製除く）（米含む）	イカ
1605 54 919	イカ調製品（気密）（くん製除く）（米含まず）	イカ
1605 54 991	イカ調製品（気密除く）（くん製除く）（米含む）	イカ
1605 54 999	イカ調製品（気密除く）（くん製除く）（米含まず）	イカ

※ 2022 年 4 月 1 日版輸入統計品目表に基づく。

（問５）制度の対象を６桁の HS コードで定めているが、問４の表で示されているのは日本独自の９桁のコードである。制度の対象となる範囲をどのように判断すればよいのか。

（答）

制度の実際の対象範囲は、国際的に用いられている HS コードにより指定されます。一方で、対象範囲を示す問４の表は、輸入業務に当たる日本国内の事業者に対する利便性の観点から、日本国内で通常用いられる９桁の輸入統計品目番号（６桁の HS コードに日本独自の３桁を加えたもの）を用いて示しています。なお、各 HS コードの該当品目の詳細については、日本税関のウェブサイトを参照として下さい。

(<https://www.customs.go.jp/english/tariff/index.htm>)

（問６）特定第二種水産動植物はどのような基準で指定されているのか。

（答）

- 1 特定第二種水産動植物は、法律上、我が国に輸入される水産動植物のうち、外国漁船によって外国法令に照らし違法な採捕が行われるおそれ大きいと認められることその他の国際的な水産資源の保存及び管理を必要とする事由により輸入の規制に関する措置を講ずることが必要と認められるものとされています。
- 2 その指定に当たっては、学識経験者、事業者、NGO 等の多様なステークホルダーを含む水産流通適正化制度検討会議において基準を定めて議論し、水産政策審議会の諮問・答申を受けて決定されました。

（問７）なぜ EU と同じように全魚種を対象としなかったのか。

（答）

対象魚種の指定にあたっては、多様なステークホルダーから構成される水産流通適正化制度検討会議の議論において、規制の必要性和実行可能性の両方の観点から、対象魚種を指定すべきとの議論となり、優先度の高いものから指定していくこととされたところです。

なお、対象魚種については、検討会議の議論や水産政策審議会の諮問・答申を踏まえ、２年程度ごとに検証・見直していくこととしています。

(問8) なぜマグロを対象外としたのか。

(答)

クロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、キハダ等については、国際条約に基づき設立されたR F M O（地域漁業管理機関）における義務を履行する観点から、日本では、外国為替及び外国貿易法に基づく輸入規制が既に行われており、引き続き同法による規制をしっかりと行っていくこととしています。

また、同法による規制を受けていないカツオ・ビンナガについては、資源状況が安定しているなどの理由から基準に該当せず、対象魚種としておりません。

(問9) 「イカ」、「サバ」、「マイワシ」にはそれぞれ何が含まれるのか。

(答)

- 1 本制度は、特定第二種水産動植物等の輸入時に適法採捕証明書等の添付を求めることにより、輸入の適正化を図り、IUU 漁業を抑止することを目的としています。
- 2 一方で、IUU 漁獲物の輸入の防止にあっては、生産地や魚種を偽るロンダリング行為が抜け道とされている実態があると認識しています。
- 3 イカの指定においては、スルメイカ・アカイカ等の一部のみを対象とした場合、指定されているスルメイカを指定されていないモンゴウイカと偽り、適法に採捕されたものであることを証する証明書等を添付せずに輸入するなど、対象とならないその他のイカが抜け道とされるリスクが想定されます。このため、モンゴウイカ等を含むイカ類全体を対象とすることとしました。
- 4 同様に、サバの指定においては、マサバ・ゴマサバ・タイセイヨウサバ等を含むサバ属全体を対象とすることとしました。また、マイワシの指定においては、カリフォルニアマイワシを含むマイワシ属全体を対象に含むこととしました。

(問 10) 対象範囲を示す HS コードに含まれるイカ、サンマ、サバ、マイワシ以外の魚種も対象となるのか。

(答)

本制度の対象となるのは、イカ、サンマ、サバ、マイワシの4魚種のみです。それ以外の魚種については、対象範囲を示す HS コード(問4 参照)に含まれている場合であっても本制度の対象とならず、適法採捕証明書等の添付を要しません。

(問 11) 制度の除外対象は何か。EU のように、除外対象となる品目リスト等は作成しないのか。

(答)

全魚種を対象とした上で除外対象を示している EU の制度とは異なり、本制度は特定の魚種を対象としていることから、対象となるものを列挙する形式で示しています。

制度の対象となる魚種は、イカ、サンマ、サバ、マイワシですが、これらの肝臓、卵、舌、頬、頭、鰭は対象となりません。また、第 0301.11 号及び第 0301.19 号(観賞魚)、第 0309 項(食用の粉、ミール及びペレット)、第 5 類(食用に適さない水産製品)、第 15 類(魚油)、第 1603 項(エキス及びジュース)、第 23 類(粉・ミール及びペレットで食用に適さないもの(飼料等))の各 HS コードに含まれるものも対象外としています。

対象品の具体的な範囲については、対象範囲を示す HS コード(問4 参照)で御確認下さい。

(問 12) 観賞用等、非食用の特定第二種水産動植物等は制度の対象となるか。

(答)

観賞用等、非食用の特定第二種水産動植物等は制度の対象外であり、適法採捕証明書等の添付は必要ありません。

(問 13) 個人使用として輸入する場合にも、適法採捕証明書等は必要となるか。

(答)

個人的使用に供され、かつ、売買の対象とならない程度の量の貨物に該当する場合、適法採捕証明書は必要ありません。

(数量の限度については、水産庁加工流通課水産流通適正化推進室まで個別にお問い合わせください)

(問 14) 特定第二種水産動植物等の少量の無償サンプルを輸入する場合にも、適法採捕証明書等は必要となるか。

(答)

少量の無償サンプルを輸入する際、以下の 2 点を満たす場合は、適法採捕証明等の添付は不要となります。

- ① 総価額が 18 万円以下であること。
- ② 無償貨物であること。

ここでいう「総価額」は、税関における関税等の課税価格（関税が賦課されないものの等にあつては税関の鑑定額）をいいます。総価額は契約単位となるため、例えば、無償貨物である当該サンプルが他の有償貨物と同一契約に基づいて輸入された場合は、総価額が 18 万円以下であっても、契約単位としては有償となるため、当該特例は適用できず適法採捕証明書が必要となります。

なお、総価額 18 万円以下の貨物であつて無償であることを税関に証明するためには、契約書、インボイス等が必要になります。

(問 15) 特定第二種水産動植物等（加工品の場合は、その原材料である特定第二種水産動植物）が施行日前に採捕されたものである場合、本制度の対象となるのか。

(答)

- 1 特定第二種水産動植物が施行日前に採捕されていた場合も本制度に基づく通関時確認の対象になりますが、当該水産動植物の輸入に際しては、適法採捕証明書に代えて当該水産動植物が法の施行日前に採捕されたものであることが分かる書類（取引記録（原料購入時のインボイス）等、施行日前に採捕されたことが確認できる書類）を添付することとします。
- 2 施行日前に採捕された特定第二種水産動植物を原材料とし、施行前又は施行後に製造した加工品を輸入する場合についても同様に、適法採捕証明書に代えて当該原材料が法の施行日前に採捕されたものであることが分かる書類を添付します。この場合、加工申告書は不要です。

(問 16) 特定第二種水産動植物等（加工品の場合は、その原材料である特定第二種水産動植物）が養殖されたものである場合、本制度の対象となるのか。

(答)

- 1 養殖された特定第二種水産動植物であっても本制度の対象となりますが、当該水産動植物の輸入に際しては、適法採捕証明書に代えて、養殖された水産動植物であることが分かる書類（インボイス、輸入者が作成した申告書等）を添付することとします。
- 2 養殖された特定第二種水産動植物を原材料として製造した加工品を輸入する場合についても同様に、適法採捕証明書に代えて当該原材料が養殖されたものであることが分かる書類を添付します。この場合、加工申告書は不要とします。

(問 17) フィレ等、水産物の一部を切っただけのものも加工に含まれるのか。

(答)

加工には、冷凍、加熱、乾燥、塩蔵、くん製等の工程のほか、フィレ等の水産物の一部をカットしたもの等が含まれます。具体的な加工品の範囲は、HS コードにより指定されます (問 4 参照)。

(問 18) 特定第二種水産動植物等に関する規制の対象者は誰か。輸入の通関業務を委託される通関業者は義務を負うこととなるのか。

(答)

特定第二種水産動植物等の輸入に関する規制は、当該水産動植物等を輸入しようとする輸入業者を対象とする規制です。通関業者は通関業務を委託されている者であり、水産流通適正化法上の義務の対象とはなりません。

(問 19) 特定第二種水産動植物等を輸入する際に必要な書類は具体的に何か。

(答)

- 1 特定第二種水産動植物等を輸入する際に必要となる書類は、以下のとおりです。
 - ・ 特定第二種水産動植物等 (加工品の場合は、その原材料である特定第二種水産動植物) を採捕した漁船の旗国政府機関により発行された適法採捕証明書
 - ・ 特定第二種水産動植物等が旗国以外の第三国を経由して輸入される場合は、適法採捕証明書に加えて、第三国の加工の有無に応じ定められる必要書類 (加工された場合は、当該第三国で加工された加工品であることを示す加工申告書。加工されなかった場合は、当該水産製品が第三国において、荷下ろし、再荷積み、または良好かつ本来の状態を保つための作業以外の作業がなされておらず、かつ、当該第三国の関係当局の管理下にあったことを示す書類。)
- 2 特定第二種水産動植物等 (加工品の場合は、その原材料である特定第二種水産動植物) が法の施行日前に採捕されたものである場合、又は養殖されたものである場合、適法採捕証明書に代えて、当該事実が分かる書類が必要になります (問 15、16 参照)。

(問 20) 特定第二種水産動植物等を海外から日本に輸入するため、適法採捕証明書を準備するには、誰がいつどのような手続きを行うのか。

(答)

一般的な、特定第二種水産動植物等を海外から日本に輸入する場合の、適法採捕証明書に係る手続きの流れは、以下のようになります。

- ① 特定第二種水産動植物等（加工品の場合は、その原材料である特定第二種水産動植物）を採捕した漁船の旗国において、輸出業者が漁船情報、製品情報、資源管理措置等の必要事項を記載し、旗国政府へ適法採捕証明書の発行を申請する。
- ② 旗国政府が記載事項を確認し、旗国政府担当者の署名等の必要事項を記載して、適法採捕証明書を輸出業者へ発行する。
- ③ 輸出業者から輸入業者へ適法採捕証明書を送付する。
- ④ 適法採捕証明書を受領した輸入業者が署名等の必要事項を記載した後、日本の税関へ輸入申告を行う際に同証明書を提出する。

(問 21) 適法採捕証明書の記載項目は誰が記載するのか。

(答)

通常想定される適法採捕証明書の記載者は、以下の通りです。

- ・ 認証当局、旗国の認証
 - … 同証明書の発行を行う旗国政府
- ・ 漁船情報、製品情報、資源管理、漁船の船長、洋上転載、輸送の詳細
 - … 漁船の船長又は産地市場、加工業者、輸出業者等で、記載事項の真正性を確認できる者（署名については問 41 を参照）
- ・ 港湾区域内転載の認証
 - … 港湾区域内転載の管理当局（該当する場合のみ記載）
- ・ 輸出者
 - … 輸出業者
- ・ 輸入者申告
 - … 輸入業者
- ・ 輸入管理当局
 - … 税関が必要に応じて使用

（問 22）適法採捕証明書の基本様式は存在するのか。

（答）

外国政府が発行する適法採捕証明書は、日本政府と協議のうえ、各国で様式を定めることとなります。なお、日本政府が同証明書を発行する場合（問 59 参照）の基本様式については、水産庁の公式ホームページで公開予定です。

（問 23）適法採捕証明書を発行する外国の政府機関とは、どのような機関か。

（答）

適法採捕証明書の発行を行う政府当局は、証明書の記載事項を認証する権限を有する公的機関を旗国において指定することとしています。各国の政府組織の在り方に応じ、複数の機関や地方機関を指定することも可能ですが、公的機関に限ります。

各国の適法採捕証明書の発行を行う機関名は、水産庁の公式ホームページで公開予定です。

（問 24）旗国政府の協力が得られず、証明書を発行してもらえない場合はどうすればよいか。

（答）

事前に日本と協議を行い、適法採捕証明書の発行を行うことが可能となった国については、水産庁の公式ホームページで公開しています。公式ホームページに記載されているにも関わらず適法採捕証明書の発行に対応していない国があった場合は、水産庁までお問合せ下さい。

(問 25) 漁船が他国の EEZ 内で漁獲した場合や、チャーター船が漁獲した場合は、適法採捕証明書を発行するのはどの政府か。

(答)

漁獲水域を問わず、漁船の旗国の政府機関が適法採捕証明書を発行します。この原則はチャーター船の場合も同様であり、チャーター船の旗国が証明書の発行を行います。

(問 26) 適法採捕証明書の発行には、どれくらいの時間がかかるのか。

(答)

適法採捕証明書の発行に要する時間は各国政府の体制等により異なるものと想定されるため、一律に基準をお示しすることは困難です。

(問 27) 日本に輸入する際の審査には、どれくらいの時間がかかるのか。

(答)

本制度においては、税関で、通関時に確認が行われるため、所要時間は一般的な通関手続きと同程度と推定されます。

(問 28) 特定第二種水産動植物等を日本へ輸出する際に必要となる適法採捕証明書は、どの単位で添付すれば良いのか。

(答)

原則として、1回の輸出ごとに適法採捕証明書1枚が必要となります。

すなわち、一輸出者から一荷受人に同時に送られた水産製品、又は一輸出者から一荷受人への発送に用いられる単一の運送書類によって取り扱われる水産製品を「積送品」とし、輸出される水産製品の単一積送品ごとに、適法採捕証明書の発給申請を行う必要があります。

このため、特定第二種水産動植物等を日本に輸入する輸入業者は、当該特定第二種水産動植物等が複数回に分けて輸出されたものである場合、たとえ1度にまとめて輸入する場合であっても、1回の輸出ごとの適法採捕証明書をそれぞれ用意する必要があります。

(問 29) ①ある同一の漁船が複数の漁獲日・漁獲水域で採捕した水産物を1回でまとめて日本へ輸出する場合、②ある同一の漁船が漁獲した複数種類の水産物を1回でまとめて日本へ輸出する場合、どの単位で適法採捕証明書を添付すればよいのか。

(答)

①②のように、1回の輸出で水産物の漁獲日、漁獲水域、魚種が複数に渡る場合は、1枚の適法採捕証明書に関連する全ての情報を記載することが可能です。

(問 30) 漁獲年月日が一定期間にまたがる水産物を1回でまとめて日本へ輸出する場合、適法採捕証明書はどのように記載すればよいのか。

(答)

1回の輸出で漁獲年月日が一定期間にまたがる水産物を輸出する場合、1枚の適法採捕証明書に、漁獲年月日を 20XX/X/X～20XX/X/X 等として漁獲した期間を記載し輸出することも可能です。

(問 31) 複数の漁船が採捕した水産物を 1 回でまとめて日本へ輸出する場合、適法採捕証明書はどのように作成、添付すればよいのか。

(答)

- 1 1 回の輸出で複数の漁船が採捕した水産物を輸出する場合は、以下のいずれかにより作成した適法採捕証明書を添付する必要があります。
 - ・ 1 枚の適法採捕証明書に輸出される水産物に関連する全ての情報を記載し、船長全員の署名をする。
 - ・ 1 枚の適法採捕証明書に輸出される水産物に関連する全ての情報を記載し、全漁獲に責任を持つことのできる者が代表して署名をする。
 - ・ それぞれの漁船単位で適法採捕証明書を作成する。
- 2 ただし、漁船の旗国が異なる場合は、それぞれの旗国が適法採捕証明書を発行する必要があります。

(問 32) 1 枚の適法採捕証明書に紐づく水産物を複数回に分けて日本へ輸出する場合は、適法採捕証明書はどのようにすればよいのか。

(答)

1 枚の適法採捕証明書に紐づく水産物を複数回に分けて日本へ輸出する場合は、適法採捕証明書の写しを用いるなど、同一の証明書を複数回使用することが可能です。

(問 33) 特定第二種水産動植物を採捕した漁船の旗国において加工した水産加工品を日本へ輸出する場合、必要となる書類は何か。

(答)

特定第二種水産動植物を採捕した漁船の旗国において加工し、日本に輸出する場合は、適法採捕証明書の添付が必要です。加工の概要については、適法採捕証明書の「製品の詳細」欄に記載することとなります。加工申告書は、旗国以外の第三国で加工した場合に必要となる書類であるため、旗国において加工した場合は必要ありません。

(問 34) 適法採捕証明書は、輸入品に物理的に添付する必要があるのか。

(答)

- 1 適法採捕証明書は、税関に輸入申告を行う際に、輸入業者がスキャンして PDF 化するなどした同証明書の電子データを NACCS により提出することが可能です。同証明書を輸入品に物理的に添付する必要はありません。
- 2 この場合、輸入申告に用いた適法採捕証明書の原紙は、漁船の船長や輸出業者の署名・押印が記入されたものです。輸入手続に用いたその他の帳簿、書類と共に 5 年程度保存しておくことで、万一、輸入に係る事後的なトラブルが生じた場合にも、漁船の船長や輸出業者等の責任を証明する証拠となり得ます。
- 3 NACCS を利用しない場合は、税関窓口で適法採捕証明書等の必要書類を提出することとなるため、いずれにせよ輸入品に物理的に添付する必要はありません。

(問 35) 証明書の記載は英語・日本語以外の言語でも良いか。

(答)

適法採捕証明書の記載は、原則として、英語又は日本語とします。英語又は日本語以外の言語を使用する場合は、対応する英語の記載を併記するか、もしくは同一様式の英語翻訳版を添付することが必要です。

(問 36) 適法採捕証明書の「漁船情報」について、複数の漁船で構成される船団で操業している場合、どの漁船の情報を記載すればよいか。

(答)

証明書の記載事項（漁獲水域等）に責任を持つことのできる漁船に係る情報を記載してください。複数の漁船で構成される船団で操業している場合は、採捕を行う漁船と運搬船の船籍が同一である場合に限り、漁船情報として採捕された水産動植物の水揚げを行う運搬船に係る情報を記載することも可能です。船籍が異なる場合は運搬船ではなく、採捕を行う漁船の情報を記載して下さい。

(問 37) 長期間冷凍庫で保管されていた場合、複数の水揚げが混在する場合等、採捕した漁船を特定できない場合はどのようにすればよいか。

(答)

採捕した漁船を特定することが不可能である特別な事情がある場合は、当該水産物を採捕した可能性がある漁船全てに係る情報を適法採捕証明書に記載することとします。

(問 38) 「漁獲水域」とは何か。どのように記載すればよいか。

(答)

漁獲水域は、適法採捕証明書に記載された FAO コードから該当するものを選択する形式による記載を予定しています。選択形式による記載の場合、該当する RFMO s がある場合は FAO コードの選択に代えて RFMO s を記載することも可能です。また、FAO コード選択と RFMO s の両方を記載することも問題ありません。

(問 39) 「船上加工」とは何か。どのように記載すればよいか。

(答)

採捕した特定第二種水産動植物を水揚げ前に船上で加工（冷凍を含む）する場合は、適法採捕証明書の④船上加工の欄に、加工内容について記載していただく必要があります。

(問 40)「適用される資源管理措置」とは何か。どのように記載すればよいか。

(答)

適用される国内・国外の資源管理措置について記載します。具体的には、保有する漁業免許や、漁獲量、漁船、漁期、漁獲水域等に係る規制等について記載します。

(問 41)「船長の署名」はどのように記載すればよいか。

(答)

原則として、特定第二種水産動植物等（加工品の場合は、その原材料である特定第二種水産動植物）を採捕した漁船の船長が署名をします。船長が署名をすることが不可能である特別な事情がある場合には、適法採捕証明書の漁船情報、製品情報、資源管理に係る記載の真正性を確認し、責任を持つことができる者が、船長の代理として署名することも可能です。（例：漁船が所属する水産会社の代表取締役）

(問 42)「洋上転載」とは何か。どのように記載すればよいか。

(答)

港に水揚げする前に洋上で特定第二種水産動植物等の転載を行う場合は、適法採捕証明書の「洋上転載」の欄に必要事項を記入します。なお、同一の旗国の漁船団で漁を行っている際に採捕した水産動植物等を漁船団と同一の旗国の運搬船に積み入れる行為は転載に含みません。

(問 43)「港湾区域内転載の許可」とは何か。どのように記載すればよいか。

(答)

特定第二種水産動植物等が日本に輸入される前に、港湾区域内転載に許可制度を持つ外国で、港湾区域内転載された場合は、当該転載の許可当局が⑦港湾区域内転載の認証の欄に記載します。

(問 44) 「推定水揚げ重量」、「推定生体重量」、「検証水揚げ重量」はどのように記載すればよいか。

(答)

重量は、以下のいずれかを記載することとします。

- ・ 「推定水揚げ重量」は、水揚げした全漁獲量を単一の積送品として一度に日本へ輸入する場合に用いられ、貯蔵・輸送・売買等する前の、水揚げ時の申告や計量により決定した重量を記載します。
- ・ 「推定生体重量」は、漁獲量の一部を水揚げし日本へ輸入するような場合に、日本向けに輸出される積送品の重量を記載するものです。
- ・ 「検証水揚げ重量」は、漁船の旗国以外の第三国で水揚げされた際、第三国から旗国に伝達する場合に用いられ、水揚げ時に検証された重量を記載します。

なお、重量の記載については、包装等を含めた総重量ではなく正味重量を記載することが推奨されます。

(問 45) 適法採捕証明書及び加工申告書の製品コード欄には、何桁のコードを記入すべきか。

(答)

漁業者や加工業者等が適法採捕証明書及び加工申告書に記入するコード（適法採捕証明書のモデル様式中の③製品情報の「製品コード」、小型漁船向け簡易書式中の②製品情報の「製品コード」、加工申告書のモデル様式中の「製品の説明及び輸入統計品目番号」）については、基本的には海外で記入していただくことが想定され、記入者及び認証当局において判断可能な世界共通の 6 桁の HS コード（問 4 の実行関税率表の輸入統計品目番号の上 6 桁）又は認証国のコードを記入いただくこととしています。

また、輸入業者が適法採捕証明書に記入するコード（適法採捕証明書モデル様式中の⑪輸入者申告の「製品の HS コード」、小型漁船向け簡易書式中の⑧輸入者申告の「製品の HS コード」）については、日本の輸入通関業務に関係することから、日本の実行関税率表に記載される 9 桁の輸入統計品目番号を記入いただくこととしています。

(問 46) 証明書に関し、電子的手続きを利用することは可能か。

(答)

- 1 特定第二種水産動植物を採捕した漁船の旗国政府が適法採捕証明書を発行し、同証明書を輸出業者から輸入業者へ送付する手続きは、旗国政府と日本政府の合意がある場合、電子的手法を用いることができます。電子手続きの利用も含めた各国の輸出手続きについては、各国のホームページ等で御確認下さい。
- 2 輸入業者が輸入申告時に適法採捕証明書を税関に提出する手続きは、スキャンしてPDF化するなどした証明書データをNACCSにより提出することにより、電子的に行うことが可能です。

(問 47) 特定第二種水産動植物等を旗国以外の第三国を経由して日本に輸入する場合、必要となる書類は何か。

(答)

特定第二種水産動植物等を、旗国以外の第三国を経由して日本に輸入する場合、添付が必要となる書類は第三国での加工の有無によって異なります。

- (1) 第三国で加工された後、日本に輸入される場合
 - ・ 旗国政府が認証した適法採捕証明書
 - ・ 当該特定第二種水産動植物等が当該第三国で加工されたことを証する当該第三国の政府機関等が発行した加工申告書
- (2) 第三国で加工されず、日本に輸入される場合
 - ・ 旗国政府が認証した適法採捕証明書
 - ・ 当該特定第二種水産動植物等が当該第三国において、荷下ろし、再荷積み、または良好かつ本来の状態を保つための作業以外の作業がなされておらず、かつ、当該第三国の関係当局の監視下にあったことを示す、以下のいずれかの書類
 - － 旗国から第三国までの輸送経路を示す書類
 - － 第三国の政府機関等が発行する、当該水産製品の詳細、荷下ろしと再荷積みの日付、船名又はその他の輸送手段、第三国での当該水産製品の保管状態を示す書類

(問 48) 旗国以外の第三国の複数の工場で加工した水産製品を日本に輸入する場合、どのような加工申告が必要となるのか。

(答)

同一の適法採捕証明書に紐づく水産物であっても、複数の工場で加工した場合には、それぞれの工場ごとに加工申告書を作成する必要があります。

(問 49) 複数の適法採捕証明書に紐づく水産物を旗国以外の第三国で加工した場合、どのような加工申告が必要となるのか。

(答)

複数の適法採捕証明書に紐づく水産物を原料として第三国で加工品を製造する場合、加工に用いられた全ての水産物と、それに対応する適法採捕証明書について記載し、加工申告書を作成する必要があります。この際、適法採捕証明書ごとに別々に加工申告書を作成する必要はなく、単一の加工申告書上に全ての情報を記載することとして問題ありません。

(問 50) 同じ原材料を用いて第三国で加工した加工品を複数回に分けて日本に輸入する場合、船積毎に加工申告書の提出が必要か。

(答)

第三国において同一の原材料を用いて同一の工場で加工された場合、加工申告書は1枚で足り、複数回に分けて日本に輸入する場合は、加工申告書の写しを用いることも可能です。

一方で、同一の原材料であっても複数の工場で加工する場合は、工場ごとに加工申告書を作成する必要があります(問 47 参照)。

(問 51) 当初は日本に輸出する予定なく旗国 A から第三国 B に輸出された特定第二種水産動植物等が、その後、別の事業者によって日本に輸出されることとなった場合であっても、適法採捕証明書等は必要か。

(答)

第三国に輸出された特定第二種水産動植物等が、事後的に日本に輸出されることとなった場合でも、日本に輸入する際には適法採捕証明書等の添付が必要です。

(問 52) 1 つの適法採捕証明書に紐づく水産物のうち一部を加工に用いた特定第二種水産動植物等を、日本に輸入する場合、適法採捕証明書の添付が必要となるのか。

(答)

適法採捕証明書に紐づく水産物の一部のみを用い加工品を製造した場合も当該証明書の添付は必要ですが、適法採捕証明書の写しを利用することが可能です。

(問 53) 第三国政府の協力が得られず、加工申告書を入手できない場合はどうすればよいか。

(答)

第三国政府の協力が得られず、加工申告書を入手できない場合は、水産庁までお問合せ下さい。

（問 54）「適法採捕証明書」、「加工申告書」の英語名称は何か。

（答）

それぞれ「Catch Certificate」、「Processing Statement」としています。

なお、国によっては「Catch Documentation」等、異なる名称を用いる場合も想定されますが、必要な記載事項を満たしている書類であれば、「適法採捕証明書」又は「加工申告書」として取扱います。

Ⅱ 日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物等を輸入する場合

(問 55) 特定第二種水産動植物等（加工品の場合は、その原材料である特定第二種水産動植物）が日本で採捕されたものである場合、日本に輸入する際に適法採捕証明書は必要か。

(答)

1 日本漁船に由来する特定第二種水産動植物等（日本を旗国とする漁船が採捕した特定第二種水産動植物、又は日本を旗国とする漁船が採捕した特定第二種水産動植物を原材料とする加工品）であっても、輸入に係る第 11 条の規定は、水産物を採捕した漁船の国籍を限定していないため、日本に輸入する際には適法採捕証明書等の添付が必要です。

2 このため、

- ・ 日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物を第三国に輸出し、第三国で委託加工した後、加工された製品を再度日本に輸入する場合
- ・ 日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物を第三国で水揚げし、日本に輸入する場合

など、日本漁船に由来する特定第二種水産動植物等を日本に輸入する場合であっても、適法採捕証明書等の添付が必要です。

また、適法採捕証明書のほか、第三国での加工の有無に応じて加工申告書等の書類が別途必要となります（問 47 参照）。

(問 56) 日本漁船に由来する特定第二種水産動植物等を、委託加工等の目的で第三国へ輸出する際、必要になる書類はあるのか。

(答)

委託加工等のため、日本漁船に由来する特定第二種水産動植物等を国外へ輸出する時点において、流通適正化法に基づき必要となる書類はありません（他法令で必要となる書類を除く）。適法採捕証明書等は日本への輸入時に添付を求めるものであり、必ずしも輸出時点において同証明書を用意する必要はありません。

(問 57) 日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物等を第三国で加工した後、日本に輸入する場合、日本で発行した適法採捕証明書を、加工を行う第三国に郵送する必要があるのか。

(答)

加工を行う第三国において発行される加工申告書には、加工原材料である特定第二種水産動植物等に紐づく適法採捕証明書の文書番号を記入する必要があります。このため、第三国において加工申告書を発行する時点までに日本の輸出業者が適法採捕証明書を取得し、文書番号を加工者に伝達しておく必要があります。適法採捕証明書そのものを第三国へ郵送する必要は必ずしもありません。

適法採捕証明書を第三国へ輸送した場合には、加工品を日本へ輸入する際に当該証明書の添付が必要となるため、当該証明書を送り返してもらう必要があります。

(問 58) 日本から輸出した特定第二種水産動植物等を、日本へ積戻し（シップバック）する場合にも適法採捕証明書が必要か。

(答)

- 1 日本から輸出された特定第二種水産動植物等が、商品クレーム等により日本に積戻し（シップバック）されることとなった場合、原則として、適法採捕証明書等の添付が必要です。
- 2 ただし、日本から輸出された後無償で輸入される貨物であって、その輸出の際の性質及び形状が変わっていないものと通関の際に税関で判断される場合には、特例として、適法採捕証明書等の添付は不要です。具体的には、シップバックされる特定第二種水産動植物等について、インボイス等で無償の貨物であることが確認でき、かつ、税関において性質及び形状が変わっていないとの確認がとれた場合、特例が適用されます。

(問 59) 日本漁船に由来する特定第二種水産動植物等を日本に輸入する場合、適法採捕証明書はどこの機関が発行するのか。

(答)

- 1 日本漁船に由来する特定第二種水産動植物等を日本に輸入する場合、適法採捕証明書は、水産庁が発行します。
- 2 日本漁船に由来する特定第二種水産動植物等を日本に輸入しようとする者は、あらかじめ、「水産流通適正化法第 11 条に基づく我が国における適法採捕証明書及び加工申告書の交付等に関する取扱要領」に則り適法採捕証明書様式に必要事項の記入等を行い、発給要件に適合することを証明する書類を添付した上で、水産庁の連絡窓口に対し発給申請を行う必要があります。詳細については、同取扱要領をご参照下さい。

（問 60）水産庁が適法採捕証明書を発行するにはどれくらいの日数がかかるのか。

（答）

適法採捕証明書の発行は、申請が到着した翌営業日を目安とします。申請内容や申請件数などの状況により、実際の処理期間がこれを超える可能性もある点に留意してください。

（問 61）適法採捕証明書を水産庁に申請するために必要となる書類は何か。

（答）

- 1 適法採捕証明書の発給を水産庁に申請する際には、必要事項を記載した適法採捕証明書のほか、添付書類として売買関係書類（伝票等）の写し及び漁業許可証等の写しが必要となります。
- 2 なお、売買関係書類（伝票）の写しは、輸入事業者に対して、流通過程の中の加工・流通事業者が、伝票等の写しを提供することが原則ですが、一定の要件を満たす場合には、産地市場が作成した売買関係の必要な情報が記載されている取引の記録が分かる証明書でも代替が可能です。
- 3 また、漁業許可証等の写しは、漁業者（生産者）から漁業許可証の写しを必要とする輸出入業者に提供（流通過程の中での伝達も含む）することが原則ですが、一定の要件を満たす場合であって、水揚げ前に漁船が所属する団体から産地市場に漁船情報を提供されている場合は、2の取引の記録が分かる証明書に、漁船情報を記載することでも対応が可能です。

(問 62) 適法採捕証明書の申請に必要な売買関係書類（伝票等）の写し及び漁業許可証等の写しについて、例外的に産地市場が作成した証明書で代替することができる「一定の要件」とは何か。

(答)

- 1 水産物の流通過程の特殊性等から裏付け資料である売買関係書類（伝票等）の写し又は漁業許可証等の写しの提出が不可能な場合に、当該資料に代えて、産地市場が作成した当該資料と同等の内容を証する証明書を提出することが可能です。
- 2 具体的には、例えば、多獲性魚種である対象水産物を複数の漁船により集中的に漁獲・水揚げされ、こうした漁獲物を産地市場を通じて仲買人が購入し、これを大きさ等によりロットを整理することで仲買人の段階で水産物を漁獲した漁船の特定が困難となるケースなどが「資料の提出が不可能な場合」として想定されます。
- 3 なお、「資料の提出が不可能な場合」とは論理的に提出不可能であると言える場合に限定され、単純に書類の準備に手間がかかるため困難であるといったケースは、これに含みません。

(問 63) 日本の漁船が採捕し、日本で冷凍（加工）された特定第二種水産動植物等を委託加工等のために第三国に輸出し、加工後に再度日本に輸入する場合は、どのような書類が必要となるか。

(答)

日本を旗国とする漁船が採捕し、日本国内で加工（冷凍を含む）された特定第二種水産動植物等の場合は、適法採捕証明書の「製品の説明」の欄に、加工の様態についても併せて記載します。日本国内で行われた加工についての加工申告書は必要ありません。一方で、第三国で行われた加工については、加工申告書が必要です。

(問 64) 輸入割当制度の対象魚種と特定第二種水産動植物として指定されている魚種が重複しているが、特殊輸入割当申請の前の確認申請と適法採捕証明書の発給申請の両方の手続きが必要なのか。

(答)

輸入割当制度とは制度の趣旨目的や申請の時期が異なるため、適法採捕証明書に係る手続きを行った場合であっても、特殊輸入割当申請の前の確認申請に関する手続きは省略されません。

(問 65) 適法採捕証明書や加工申告書に不備があった場合は、輸入を止められるのか。

(答)

適法採捕証明書に必要事項が一部記載されていない場合等の不備があった場合は、税関から証明書の補正を求められる可能性があります。この際、補正が終了するまで輸入が停止される場合があります。